

岐阜県珈琲文化研究会規約

(名称)

第1条 この会は、岐阜県珈琲文化研究会と称する。

(目的)

第2条 この会は、岐阜県で加工されたコーヒー豆を核として、岐阜県におけるコーヒー文化の発信及びコーヒー関連産業の振興を図り、「珈琲王国岐阜県」づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コーヒーに関する技術の向上に資する事業
- (2) コーヒーを媒介とした地域振興に関する事業
- (3) コーヒーに関する文化の研究に関する事業
- (4) その他、本研究会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 この会は、次の者のうち、前条の目的に賛同する者で構成する。

- (1) コーヒーの焙煎事業者
- (2) コーヒーの小売事業者
- (3) 喫茶店経営者
- (4) コーヒーによるまちづくり関係者
- (5) コーヒーに関する文化を研究する者
- (6) その他、コーヒーに関わる事業等に携わる者

(役員)

第5条 役員は、任期を1年とし、再任を妨げない。役員には、会長、副会長、事務局長、会計、監事を置く。必要に応じて顧問をおくことができる。

- 2 役員は構成員の互選により選任する。
- 3 会長は、この会を代表しその業務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長を代行する。
- 5 事務局長は、会に関する事務・運営を総括する。
- 6 会計は、この会の会計を処理する。
- 7 監事は、会計を監査する。

(事務局)

第6条 この会に事務局を置く。

2 事務局は、岐阜市柳津町北塚 3-82 カフェ・エッフェ内に置く。

(会費)

第7条 寄付金及び会費をもって会を運営する。ただし、会費は当面无料とする。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(総会)

第9条 総会は、年1回開催する。

(雑則)

第10条 この規約で定めるもののほか、この会の運営に必要な事項については、その都度協議するものとする。

付則

この規約は、平成24年7月5日から施行する。

平成24年度は、平成24年7月5日から平成25年3月31日までとする。